

概要版



第四次

こおりやま

# 男女共同参画 プラン



2026(令和8)年3月  
郡山市

## 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、性別により個人の生き方を制限されることなく、喜びも責任も分かち合い、その個性と能力が十分に発揮される社会のことであり、「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会の実現を国の最重要課題として位置付けています。

本市においても、2001(平成13)年に「こおりやま男女共同参画プラン」を策定し、市民一人ひとりが性別にかかわらず、その人権が尊重され、あらゆる分野において平等な、豊かで活力ある「男女共同参画のまち 郡山」の実現に向けて施策を進めてきました。

しかしながら、あらゆる分野における意思決定の過程において、女性の参画が進んでいるとはいえ、2024(令和6)年に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」(以下、市民意識調査)の結果からも、依然として固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)の存在などにより、男女間に意識の格差が見られることから、市民一人ひとりが男女共同参画の理解を深めるためのさらなる取り組みが必要です。

本計画は、このような状況のもと、前プラン(改定版)が2025(令和7)年度で終了することから、その考え方を継承しつつ、社会情勢の変化等による新たな課題に的確に対応するため、市民意識調査や郡山市男女共同参画審議会からの意見を反映させ、パブリックコメントを実施した上で、関係法令や市の関係計画等との整合性を図り策定しました。

## 基本理念

郡山市男女共同参画推進条例第3条で規定する「6つの基本理念」を本計画の基本理念としています。

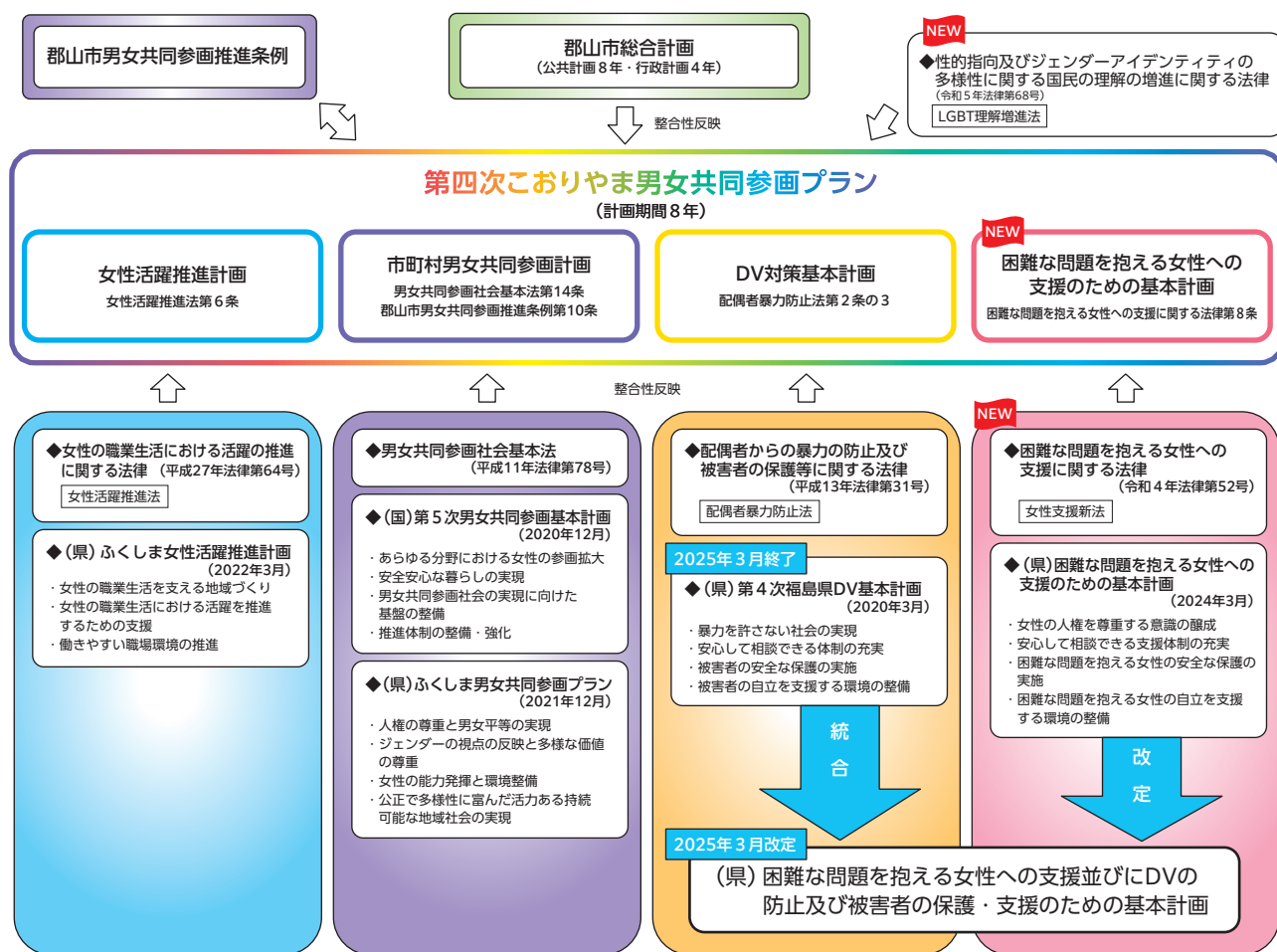
1	<b>人権の尊重</b> 男女が性別により、差別されることなく、その人権が尊重されること
2	<b>すべての人の個性に応じた主体的な生き方への配慮</b> 性別による固定的な役割を強制されることなく、男女が、自己の意思と責任により多様な生き方を選択できるよう配慮されること
3	<b>政策・方針決定過程への男女共同参画</b> あらゆる分野の政策・方針決定過程に、男女が共同して参画する機会が確保されること
4	<b>家庭生活と地域、職場、学校等の活動との両立</b> 家庭生活における活動と地域、職場、学校等の活動を両立できるよう配慮されること
5	<b>生涯にわたる心身の健康</b> 妊娠、出産その他の健康について、自らの意思が尊重され、生涯にわたる心身の健康が維持されること
6	<b>国際的協調</b> 男女共同参画が、国際的な理解と協力の下に推進されること

## 計画の位置付け

「郡山市総合計画」の分野別個別計画で、「郡山市男女共同参画推進条例」第10条及び「男女共同参画社会基本法」第14条に基づく基本計画です。

また、以下の法律に基づく基本計画等に対応した計画としています。

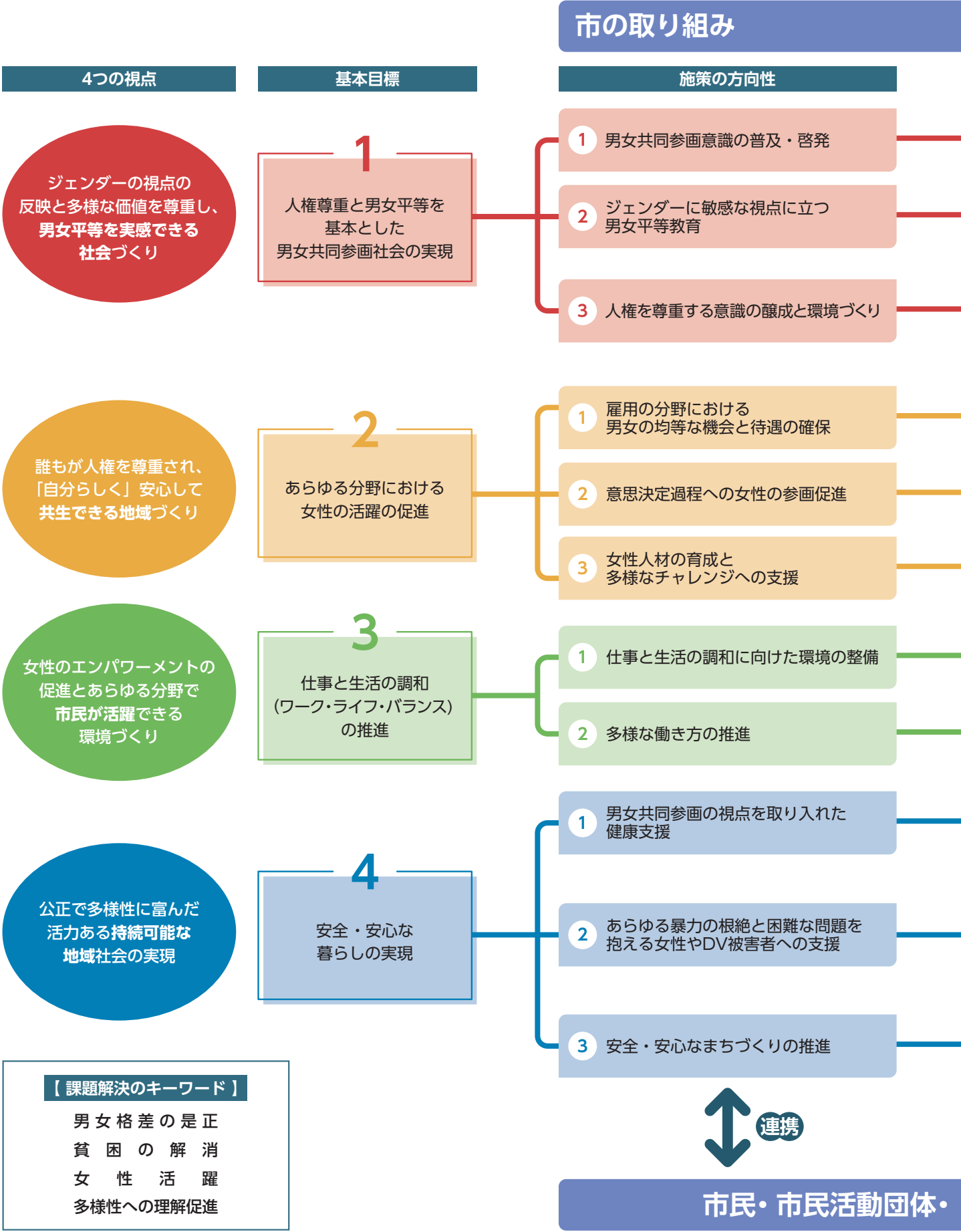
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(第2条の3)
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(第6条)
- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(第8条)
- 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(第5条)



## 計画期間

本計画の期間は、2026(令和8)年度から2033(令和15)年度までの8年間とします。  
(※施策の成果や社会情勢等の変化により、必要に応じて見直しを図ります。)

# 第四次こおりやま男女共同参画プランの体系図



本計画は、「男女共同参画のまち 郡山」を実現させるため、  
計画が目指す4つの視点を取り入れながら、  
4つの「基本目標」と、それを達成するための  
「施策の方向性」、「基本施策」で構成します。

計画期間：2026～2033年度

## 目指す方向性

### 基本施策

- (1) 男女共同参画の意識づくりの推進と広報
- (2) 男女共同参画センター（さんかくプラザ）の拠点機能の強化・利用促進
- (1) 男女平等の視点に立ったジェンダーにとらわれない教育の推進
- (2) 家庭・地域における学習機会の充実
- (1) 人権を尊重する意識の浸透と学習機会の充実
- (2) 国際人権規範等の取入れと国際理解・交流の推進
- (3) 性の多様性を尊重する社会への環境整備
- (1) 性別にかかわらず誰もが能力発揮・活躍できる環境づくり
- (2) 女性活躍推進法及び労働関係法令の周知・啓発
- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進
- (2) 企業・団体・地域における女性の参画拡大
- (1) あらゆる分野に参画し責任を担うことのできる女性人材の育成
- (2) 女性活躍のための環境整備や女性デジタル人材育成などの経済的自立の促進
- (1) 仕事と生活の調和の考え方の普及
- (2) 育児・介護にかかる社会的支援の拡大
- (1) 多様な働き方を認め、誰もが共同して働き続けるための環境づくり
- (2) ICT等を活用した新しい働き方、暮らしの普及
- (1) リプロダクティブ・ヘルス・ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の理解促進
- (2) 生涯を通じた心と身体の健康づくり
- (1) ハラスメント防止対策の推進
- (2) 安心して相談できる支援体制の充実
- (3) 困難な問題を抱える女性やDV被害者の安全な保護と自立を支援する環境の整備
- (4) 女性等に対する暴力の未然防止・根絶に向けた正しい理解の普及
- (1) セーフコミュニティ活動の推進
- (2) 女性の視点を取り入れた防災体制の整備

選ばれるまち

暮らしの充実・笑顔になれるまち

経済の活性化

男女共同参画のまち  
郡山



事業者・国・県・こおりやま広域圏の取り組み

# 人権尊重と男女平等を基本とした 男女共同参画社会の実現

男女共同参画や人権に関する意識の醸成、性的マイノリティ（性的少数者）の方々に対する理解増進など、ダイバーシティ（多様性）の視点を取り入れながら、誰もが自分らしく生き、その能力と個性を十分に発揮できる「男女共同参画のまち 郡山」の実現を目指します。

## 具体的な取り組み

### 1 男女共同参画意識の普及・啓発

- 「男女共同参画」の理解を深める学習機会の充実と、その視点での社会制度や慣行の見直しにつなげる広報を積極的に行います。
- 市民や事業者の男女共同参画推進を支援するため、「男女共同参画センター」の機能強化と事業周知を行い、施設の認知度や利用率を高めます。

### 2 ジェンダーに敏感な視点に立つ男女平等教育

- 幼児期・学童期から男女平等の視点でジェンダーにとらわれない教育を行い、ジェンダー意識の浸透を図ります。
- 男女平等の視点に立った生涯学習の重要性を広め、家庭や地域で多様な学習機会を選べるよう各種講座の提供や情報発信を行います。

### 3 人権を尊重する意識の醸成と環境づくり

- 基本的人権の正しい理解と意識向上のため、学習機会の提供と広報・啓発活動を充実させます。
- 国際水準での人権尊重意識の普及・啓発と男女共同参画の視点での国際理解の学習機会を提供し、多様な文化を認め合い、理解し合える多文化共生を推進します。
- 性の多様性に関する教育と啓発を進め、誰もが尊重され共生できる社会を目指します。



古市憲寿氏講演  
「“ズレ”ない男女共同参画のために」



人権啓発活動  
(郡山うねまつり)

## あらゆる分野における女性の活躍の促進

すべての市民が、年齢や性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野で一層活躍していくために、男女間の実質的な機会の確保や女性の参画促進、女性人材の育成に取り組みます。

### 具体的な取り組み

#### 1 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

- あらゆる職域で性別による差別なく、適正な評価で能力を発揮できる環境づくりを推進します。
- 女性活躍推進法、男女雇用機会均等法など法律の周知・啓発を行い、女性の活躍促進と労働条件の改善等を推進します。

#### 3 女性人材の育成と多様なチャレンジへの支援

- 女性があらゆる分野に参画し活躍するために、学習機会の提供やリカレント教育、就労支援など各々にあった多様なチャレンジを支援します。
- DXの活用やデジタルスキルの習得支援などにより、女性の活躍や経済的自立を促進し、結婚や出産を経ても就労が継続できる環境の整備を行います。

#### 2 意思決定過程への女性の参画促進

- 政策や方針決定の場で男女の意見が等しく反映されるよう、公的分野での女性参画を促進します。
- 企業・団体・地域でのジェンダーによる役割分担をなくし、すべての市民が性別に関係なく参画できるよう男女共同参画意識の普及・啓発を進めます。



理工系女子支援事業

「お菓子の家づくりをとおして、建築士の仕事を体験しよう」



こおりやま女性の活躍推進ネットワーク会議

グループワーク(女子学生が選びたいくなる会社グランプリ)

## 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

市民一人ひとりが生きがいや充実感を感じながら働き、家庭や地域生活においても主体的に参画することができるよう、各々の現実が一步でも理想に近づけることができるよう仕事と生活の調和の推進を図ります。

### 具体的な取り組み

#### 1 仕事と生活の調和に向けた環境の整備

- 仕事と生活の調和の考え方の普及に努め、ひとりひとりが豊かで充実した生活を実感できるよう、家庭における男女共同参画を推進します。
- 仕事と育児・介護の両立ができるよう、育児・介護休業の取得や職場復帰がしやすい環境整備の推進と子育て・介護支援の充実を図ります。

#### 2 多様な働き方の推進

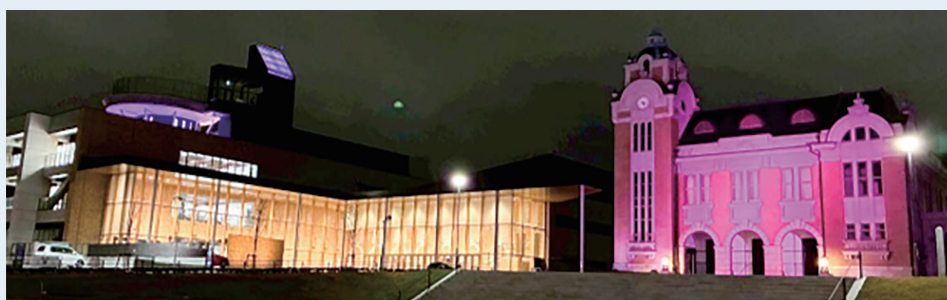
- 性別や年齢に関係なく、多様な働き方を自分で選べるよう、職場等の環境整備に関する普及啓発を進めます。
- 仕事と生活のバランス改善のため、ICTを活用したテレワークなど新しい働き方、暮らしの普及啓発に努めます。



「男女共同参画推進事業者表彰」表彰式



男性の家事・応援事業  
「父と子のふれあい教室」



パープル・ライトアップ「女性に対する暴力をなくす運動」

## 安全・安心な暮らしの実現

心身の健康づくりやあらゆる暴力の根絶、セーフコミュニティ活動の推進や男女共同参画の視点での防災体制の整備など、生涯を通じて、安全に安心して暮らせることができるような環境づくりに取り組みます。

### 具体的な取り組み

#### 1 男女共同参画の視点を取り入れた健康支援

- リプロダクティブ・ヘルス・ライツの理解を深めるため、性の正しい知識を学ぶ機会の提供や学校での性教育の充実を図り、妊娠・出産に関する女性の自己決定権の理解促進の情報提供を進めます。
- 市民の健康保持増進のため、各世代に合った健全な食生活や生活習慣の啓発を健康教室等で行い、ストレス解消や心の健康の意識向上と相談体制を充実させます。また、健康寿命延伸のため体力に応じた運動やレクリエーション等の普及啓発に取り組みます。

#### 2 あらゆる暴力の根絶と困難な問題を抱える女性やDV被害者への支援

- 職場・地域・学校でのハラスメント防止のため広報活動を推進し、被害者支援と相談体制の充実で総合的解決を図ります。
- 困難な問題を抱える女性やDV被害者が安心して相談できるよう相談窓口の周知を行い、関係機関と連携して適切な相談・対応ができる体制づくりに努めます。
- 困難な問題を抱える女性やDV被害者の安全確保のため、関係機関と情報共有・管理を徹底し、連携しながら自立に向けた支援を行います。また、犯罪被害者等への支援体制を強化し、途切れない支援を提供します。
- 女性への暴力や児童・高齢者・障がい者等への虐待の未然防止と根絶に向けた正しい理解を広めるため、広報・啓発活動を充実させます。

#### 3 安全・安心なまちづくりの推進

- 「事故やけがは原因究明により予防できる」という理念のもと、安全・安心に関わる多様な組織が協働・連携し、市民総参加でセーフコミュニティ活動を推進します。
- 災害時の男女の影響差に配慮し、誰もが安心して避難できるよう防災に女性の視点を取り入れ、防災体制の男女共同参画を推進します。

## 男女共同参画に関する相談窓口一覧

### ひとりで悩まず、相談してみましょう！

郡山市をはじめ、福島県や国の機関、各種団体等で、様々な相談窓口を設けています。

**相談は無料で、秘密も厳守されますので、安心して相談してください。**

どこに相談していいかわからないという方は、まずは、郡山市ダイバーシティ推進課 (024-924-3351) までお問合せください。

相談内容	窓 口	相談受付時間	電話番号
<b>基本目標 1 「人権」「男女平等」関連の相談窓口</b>			
男女共同参画全般	郡山市ダイバーシティ推進課	平日 (祝日を除く月～金曜日) 8:30～17:15	024-924-3351
男女共同参画 女性の各種悩み	郡山市男女共同参画センター (さんかくプラザ)	開館日 (第3日曜日を除く毎日) 8:30～17:15	024-924-0900
	福島県男女共生センター (女と男の未来館)	火・木・金・土・日曜日 9:00～12:00 13:00～16:00 水曜日 13:00～17:00 18:00～20:00	0243-23-8320
学校における 男女平等教育	郡山市教育委員会学校教育推進課	平日 (祝日を除く月～金曜日) 8:30～17:15	024-924-2431
人権全般	みんなの人権 110 番	平日 (祝日を除く月～金曜日) 8:30～17:15	0570-003-110 女性の人権に関する相談→1番 高齢者の人権に関する相談→2番 障害者の人権に関する相談→3番 その他の人権問題に関する相談→4番
こどもの人権 (いじめ、虐待など)	こどもの人権 110 番	平日 (祝日を除く月～金曜日) 8:30～17:15	0120-007-110
不登校・ 特別支援教育	郡山市総合教育支援センター ふれあい学級	開館日 (第3土曜日とその翌日を除く毎日) 8:30～18:00	024-933-8081
いじめ全般	ふくしま 24 時間子ども SOS	毎日 (無休・24 時間) 0:00～24:00	0120-916-024
	いじめ 110 番相談コーナー	平日 (祝日を除く月～金曜日) 9:00～17:00	0120-795-110
性自認や性的指向	(一社)社会的包摂サポートセンター よりそいホットライン	毎日 (無休・24 時間) 0:00～24:00	0120-279-226
性的マイノリティの 学校生活	郡山市総合教育支援センター	開館日 (第3土曜日とその翌日を除く毎日) 8:30～18:00	024-924-2541
パワハラ等	郡山労働基準監督署 郡山総合労働相談コーナー	平日 (祝日を除く月～金曜日) 8:30～17:15	024-900-9609
子どもやひとり親家 庭の手当てや医療費	郡山市子育て給付課給付係	開館日 (第3土曜日とその翌日を除く毎日) 8:30～18:00	024-924-2411
ひとり親家庭の生活 全般	郡山市母子・父子福祉センター	開館日 (第3土曜日とその翌日を除く毎日) 8:30～18:00	024-924-3341
在住外国人の 生活相談窓口	郡山市国際交流サロン	平日 (祝日を除く月～金曜日) 10:00～16:00	024-924-2970
<b>基本目標 2 「女性活躍」関連の相談窓口</b>			
職場の男女平等、 均等待遇セクハラ等	福島労働局雇用環境・均等室	平日 (祝日を除く月～金曜日) 8:30～17:15	024-536-4609
解雇、賃金の 引下げ等	福島県労働委員会事務局 労働困りごと相談窓口	平日 (祝日を除く月～金曜日) 8:30～12:00 13:00～17:00	024-521-7594
女性の再就職支援	福島県雇用政策課 ふるさと福島就職情報センター	月～土曜日 (祝日を除く) 10:00～19:00	024-525-0047
創業支援	郡山市産業雇用政策課	平日 (祝日を除く月～金曜日) 8:30～17:15	024-924-2251
経営の悩み全般	経済産業省 福島県よろず支援拠点	平日 (祝日を除く月～金曜日) 9:00～17:00	024-954-4161

基本目標3 「仕事と生活の調和」 関連の相談窓口			
近隣関係など日常生活の困り事や悩み、弁護士等の相談受付	郡山市市民・NPO活動推進課 市民相談センター	平日（祝日を除く月～金曜日） 8：30～17：15	024-924-2155
要介護認定、介護保険サービス	郡山市介護保険課	平日（祝日を除く月～金曜日） 8：30～17：15	024-924-3021
ダブルケアや複合的な福祉の悩みなど、どこに相談すればよいか分からないとき	福祉まるごと相談窓口（北東エリア） 公益財団法人星総合病院	平日（祝日を除く月～金曜日） 8：30～17：30	024-954-3211
	福祉まるごと相談窓口（南西エリア） 社会医療法人あさかホスピタル	平日（祝日を除く月～金曜日） 8：30～17：00	024-945-2778
	福祉まるごと相談窓口（中央、湖南、熱海）郡山市保健福祉総務課	平日（祝日を除く月～金曜日） 8：30～17：15	024-924-3822
保育所への入所等	郡山市保育課	平日（祝日を除く月～金曜日） 8：30～17：15	024-924-3541
放課後児童クラブの利用等	郡山市子ども総務企画課	平日（祝日を除く月～金曜日） 8：30～17：15	024-924-3801
妊娠・出産 子育て全般	郡山市子ども家庭課 （ニコニコ子ども館）	開館日（第3土曜日とその翌日を除く毎日） 8：30～18：00	024-924-3691
基本目標4 「安全・安心」 関連の相談窓口			
健康全般	郡山市保健所健康づくり課健康増進係	平日（祝日を除く月～金曜日） 8：30～17：15	024-924-2900
	郡山市保健所健康づくり課中央保健センター（郡山市保健所1階）		024-983-8300
	郡山市保健所健康づくり課南保健センター（安積行政センター内）		024-973-8621
	郡山市保健所健康づくり課北保健センター（富久山行政センター内）		024-973-8622
	郡山市保健所健康づくり課西保健センター（片平行政センター内）		024-973-8623
こころの病や不安、生きづらさ等、誰かに力になってほしいとき	福島いのちの電話	毎日（無休） 10：00～22：00 毎月第3土曜日（24時間） 10：00～翌日10：00	024-536-4343
こどもの養育、児童虐待、ヤングケアラー、困難な問題を抱える女性、DV、家庭問題	郡山市子ども家庭課	開館日（第3土曜日とその翌日を除く毎日） 8：30～18：00	024-924-3341
DV、離婚 女性の自立支援	福島県女性のための相談支援センター	祝日・年末年始を除く毎日 9：00～21：00	024-522-1010
障がい者差別・虐待 障がい福祉サービス	郡山市障がい福祉課	平日（祝日を除く月～金曜日） 8：30～17：15	024-924-2381
高齢者虐待	郡山市地域包括ケア推進課	平日（祝日を除く月～金曜日） 8：30～17：15	024-924-3561
犯罪被害者支援	（公社）ふくしま被害者支援センター	平日（祝日を除く月～金曜日） 9：00～17：00	024-563-3724
	法テラス・サポートダイヤル 日本司法支援センター	平日（祝日を除く月～金曜日） 9：00～21：00 土曜日（祝日を除く） 9：00～17：00	0120-079714

☆「郡山市男女共同参画都市宣言」をご存知ですか？

本市では、男女共同参画社会の形成には、行政の取り組みのみならず、市民の皆さま一人ひとりに、自らの問題として認識し、行動していただくことが重要であることから、性別を問わず誰もが尊重される「男女共同参画のまち 郡山」の実現を目指す決意を示すため、2002（平成14）年12月17日に「郡山市男女共同参画都市宣言」を郡山市議会の議決を経て、行っています。

この都市宣言の趣旨を踏まえ、「男女共同参画のまち 郡山」の実現に向けて、ともに歩みを進めてまいりましょう！

## 郡山市男女共同参画都市宣言

豊かな水と緑きらめくこのまちで

私らしい“私の個性”と  
あなたらしい“あなたの個性”のかがやきは  
男らしい女らしいということよりも  
人として守らなければならない大切なものです

自分を認め  
相手を認め  
すべての人がともに歩むまち

それが  
未来の夢をひらくまち“こおりやま”です  
郡山市はここに「男女共同参画都市」を宣言します。

平成14年12月17日

第四次こおりやま男女共同参画プラン（概要版）

発行：2026（令和8）年3月

郡山市市民部ダイバーシティ推進課

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号

電話：024-924-3351 FAX：024-921-1340

E-mail：danjokyoudou@city.koriyama.lg.jp



環境にやさしい植物油インキと  
FSC®認証紙を使用しています。  
紙へリサイクル可。

